

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱

(令和8年3月9日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯の居住環境の向上及び子どもの安全配慮に資する住宅リフォームに要する費用の一部を板橋区（以下「区」という。）が助成することにより、子育て世帯が区内に安心して住み続けられる住宅の整備を推進するとともに、区内の住宅リフォーム事業者の育成及び振興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象世帯 本事業の助成の対象となる世帯をいう。
- (2) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 対象工事 本事業の助成の対象となる住宅の改修工事をいう。
- (4) 対象住宅 本事業の助成の対象となる住宅をいう。
- (5) 新耐震基準 昭和56年6月1日施行の改正建築基準法に基づく構造基準（耐震設計基準）をいう。
- (6) マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）のあるものをいう。
- (7) 登録事業者 板橋区住宅リフォーム事業者登録制度要綱（令和7年12月26日区長決定）に基づく登録を受けた住宅リフォーム事業者をいう。

(対象世帯)

第3条 対象世帯は、次の各号に掲げる要件を全て満たす世帯とする。

- (1) 次のいずれかに該当する世帯であること。
 - ア 税法上扶養する子ども（以下、「扶養する子ども」という。）と現に同居している世帯であって、そのことについて住民登録がなされているもの
 - イ 扶養する子どもと同居予定の世帯（対象工事の完了日から30日以内又は対象工事の完了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに同居し、かつ住民登録を行う世帯に限る。）
 - ウ 子どもを扶養していない世帯において、妊娠中かつ、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条の規定による母子健康手帳の交付を受けている世帯員のいる世帯（この場合において、出生予定の子どもは、対象工事の完了日から30日以内又は対象工事の完了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに同居し、住民登録を行うことを要しない。）
- (2) 前号アからウまでのいずれかに該当する世帯が、次条に規定する対象住宅に居住し、又は居住予定であること。
- (3) 対象工事の完了日から3年以上は、対象住宅に居住する見込みであること。

- (4) 世帯の主たる生計者が特別区民税及び都民税を滞納していないこと。
- (5) 第6条で定める助成を受けようとする費用について、本事業のほかに公的な助成金等を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (6) 助成を受けようとする住宅と同一の住宅で、本事業による助成を受けていない世帯であること。
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受給していない世帯であること。

（対象住宅）

第4条 対象住宅は、次の各号に掲げる要件を全て満たす住宅とする。ただし、公的住宅（東京都施行型都民住宅、東京都住宅供給公社の賃貸住宅、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅、都営住宅、区営住宅及び改良住宅をいう。）は除く。

- (1) 区内の住宅であること。
- (2) 対象世帯が自ら居住している又は居住予定の住宅であること。
- (3) 新耐震基準に適合又は同等の耐震性能を有した住宅であること。ただし、対象工事と耐震改修工事を同時に行う場合、新耐震基準と同等の耐震性能を有するとみなす。
- (4) 建築基準法その他法令に違反する建築物でないこと。
- (5) 対象住宅を対象世帯の世帯員が所有していない場合は、対象工事について所有者の承諾を得ていること。
- (6) 対象住宅を複数の者が所有している場合は、対象工事について共有者全員の承諾を得ていること。

2 前項の対象住宅がマンションの場合、専有部分のみを対象とする。

（対象工事）

第5条 対象工事は、別表に掲げるものとする。

2 前項の対象工事は、登録事業者が施工するものに限る。

（助成金額）

第6条 助成金の額は、対象工事に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「助成対象工事費」という。）の2分の1とし、その額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。ただし、助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする対象世帯の世帯員（以下「申請者」という。）は、対象工事に着手する前に、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事

業助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別紙第2号様式）
- (2) リフォーム実施計画書（別記第3号様式）
- (3) 工事見積書（対象工事に要する費用の内訳及び宛名に申請者の氏名が明記されたもの）の写し
- (4) 工事着手前の現場写真
- (5) 対象住宅の建物の登記事項証明書（所有者が確認できるもの）
- (6) 第4条第1項第3号に規定する新耐震基準に適合又は同等の耐震性能を有する住宅であることが確認できる次のいずれかの書類（同号ただし書の規定に該当する場合を除く。）
 - ア 建築基準法に基づく建築確認検査済証の写し（検査済証がない場合は、建築台帳記載事項証明書の写し）
 - イ 耐震基準適合証明書の写し
 - ウ 住宅性能評価書の写し
 - エ 住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する保険付保証明書の写し
 - オ 売買契約時又は賃貸借契約時の重要事項説明書の写し（「建物の耐震診断の結果」の項目に耐震診断の有無の記載があり、新耐震基準に適合していることがわかる場合に限る。）
 - カ 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物又は新耐震基準に適合する耐震補強が施された建物であることが客観的に判断できる書類
- (7) 世帯全員の住民票の写し（申請時に板橋区に住民登録がある場合を除く。）
- (8) 対象住宅の所有者の承諾書（第4条第1項第5号の規定に該当する場合に限る。）
- (9) 対象住宅の共有者全員の承諾書（第4条第1項第6号の規定に該当する場合に限る。）
- (10) 母子健康手帳の写し（第3条第1号ウの規定に該当する場合に限る。）
- (11) その他区長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付決定通知書（別記第4号様式）により、助成金の不交付を決定したときは、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条の規定により行った交付申請を取り下げるときは、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付申請取下届（別記第6号様式）により区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による取下届の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付申請取下承認書（別記第7号様式）により、申請者に通知する。

（工事の着手）

第10条 対象工事の着手は、第8条第1項の規定による助成金の交付決定後に行わなければならない。

（申請内容の変更）

第11条 第8条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る工事について、申請内容に変更が生じるときは、当該変更に係る工事に着手する前に、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付変更申請書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類は、助成金の額に変更がある場合に限る。

- (1) 工事の変更内容を確認することができる書類
- (2) 変更後の工事見積書（対象工事に要する費用の内訳及び宛名に交付決定者の氏名が明記されたもの）の写し
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金変更交付決定通知書（別記第9号様式）により、不適当と認めるときは、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金変更不交付決定通知書（別記第10号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 第8条第2項の規定は、前項の規定により助成金の交付変更の決定をする場合について準用する。

4 前条の規定は、申請内容の変更に係る工事の着手について準用する。この場合において、「第8条第1項」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。

（工事完了報告）

第12条 交付決定者は、交付決定のあった工事が完了したときは、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業工事完了報告書（別記第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る領収書（宛名に交付決定者の氏名が明記されたもの）の写し
- (2) 工事完了後の施工箇所の写真
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、交付決定のあった工事の完了日から30日以内又は交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 区長は、前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地を調査し、助成金の額を確定し、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金額確定通知書（別記第12号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第14条 前条の通知を受けた交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金請求書（別記第13号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、交付決定者が前項の助成金の請求を助成金の額の確定の日から30日以内に行わないときは、助成金の請求権を辞退したものとみなす。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の規定による助成金の交付決定又は第11条第2項の規定による助成金の交付変更決定（以下「交付決定等」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定等を受けたとき。
- (2) 交付決定等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金を交付することが不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消したときは、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により、交付決定者に通知する。

3 区長は、第1項の規定により交付決定等の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金返還請求書（別記第15号様式）により、当該取消しに係る助成金の返還を請求するものとする。

4 第1項及び前項の規定は、第13条に規定する助成金の額の確定後においても適用する。

(調査等への協力)

第16条 区長は、対象世帯に対し、本事業の検証のためのアンケート調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めによる。

2 その他この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象工事

項番	工事内容
1	手すりの取付工事
2	段差の解消工事
3	滑りの防止のための床材の変更等工事
4	進入防止フェンスの設置工事
5	コンセント位置の移動、シャッター付コンセントの設置工事
6	引き残しの確保のための扉の取替等工事
7	柱、壁、造り付け家具等の面取り加工等工事
8	ドアストッパー等の設置工事
9	指はさみ防止のための折戸取替等工事
10	浴室扉の鍵の設置等工事
11	人感センサー付玄関照明設置工事
12	足元灯等の設置工事
13	火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置工事
14	チャイルドロックや立消え防止等の安全装置付調理機の設置工事
15	子どもの様子を把握しやすい対面形式キッチンの設置等工事
16	和式トイレの洋式化工事
17	浴槽の取替工事（跨ぎの低い浴槽へ取替）
18	間取り変更工事（子どもの様子を把握しやすい間取りへの変更、子ども部屋の増設など）
19	造り付け家具設置工事（収納、棚の増設等）
20	遮音性、防音性が向上する床材、壁材への取替工事
21	前各号の工事に付帯して必要と認められる工事

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付申請書

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金の交付を申請します。

対象世帯 (同居予定者を含む)	氏名（漢字）	氏名（カナ）	続柄	生年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
上記のうち世帯の主たる生計者				
対象住宅	所在地	板橋区		
	種 別	※該当する箇所に☑を記入 □戸建て住宅 □マンション等共同住宅		
	所有者	氏名	続柄	
対象住宅への転宅予定 (転入又は転居予定の場合)		年 月 日		

※対象世帯の出生予定の者の場合は、氏名欄に「出生予定」と記入し、生年月日欄に出産予定日を記入

(裏面)

対象工事 ※該当する 箇所に☑を 記入	<input type="checkbox"/> 手すりの取付工事		
	<input type="checkbox"/> 段差の解消工事		
	<input type="checkbox"/> 滑りの防止のための床材の変更等工事		
	<input type="checkbox"/> 進入防止フェンスの設置工事		
	<input type="checkbox"/> コンセント位置の移動、シャッター付コンセントの設置工事		
	<input type="checkbox"/> 引き残しの確保のための扉の取替等工事		
	<input type="checkbox"/> 柱、壁、造り付け家具等の面取り加工等工事		
	<input type="checkbox"/> ドアストッパー等の設置工事		
	<input type="checkbox"/> 指はさみ防止のための折戸取替等工事		
	<input type="checkbox"/> 浴室扉の鍵の設置等工事		
	<input type="checkbox"/> 人感センサー付玄関照明設置工事		
	<input type="checkbox"/> 足元灯等の設置工事		
	<input type="checkbox"/> 火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置工事		
	<input type="checkbox"/> チャイルドロックや立消え防止等の安全装置付調理機の設置工事		
	<input type="checkbox"/> 子どもの様子を把握しやすい対面形式キッチンの設置等工事		
	<input type="checkbox"/> 和式トイレの洋式化工事		
	<input type="checkbox"/> 浴槽の取替工事（跨ぎの低い浴槽へ取替）		
	<input type="checkbox"/> 間取り変更工事（子どもの様子を把握しやすい間取りへの変更、子ども部屋の増設など）		
<input type="checkbox"/> 造り付け家具設置工事（収納、棚の増設等）			
<input type="checkbox"/> 遮音性、防音性が向上する床材、壁材への取替工事			
<input type="checkbox"/> 他の対象工事に付帯して必要と認められる工事			
改修工事の 工期予定	年 月 日 ~ 年 月 日		
助成対象工事費 (消費税含まず)	円	助成金申請額 (助成対象工事費の2分 の1かつ上限50万円、 千円未満切り捨て)	円
資格確認同意			
世帯の主たる生計者である私は、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業の申請及び請求の資格確認のため、板橋区が保有する納税状況の情報及び対象世帯の世帯員について板橋区が保有する住民基本台帳の情報を照会することに同意します。			
年 月 日			
世帯の主たる生計者 氏名_____			

年 月 日

（宛先）板橋区長

誓 約 書

私は、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱における板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金の交付を申請するにあたり、下記のことを誓約します。

記

- 1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを扶養し、かつ、同居しています。または、工事完了日から30日以内又は年度の末日のいずれか早い日までに、扶養する子どもと同居する予定です。（妊娠中でおやこ健康手帳（母子健康手帳）の交付を受けている場合は除きます。）
- 2 対象住宅は、建築基準法その他法令に違反する建築物ではありません。
- 3 助成対象工事費の中に、対象工事以外の費用を含めていません。
- 4 助成を受けようとする費用について、本事業のほかに公的な助成金等を受けておらず、受ける予定もありません。
- 5 助成を受けようとする住宅と同一の住宅で、過去に本事業による助成を受けたことはありません。
- 6 生活保護による扶助または中国残留邦人等に支援給付を受けていません。
- 7 対象工事の完了日から3年以上は、対象住宅に居住します。
- 8 対象工事の実施に関しては、対象住宅の所有者（建物を所有していない場合）または共有者（共有者がいる場合）の承諾を得ており、対象工事の実施に係る一切の責任を私が負います。
- 9 本事業による助成金の交付を受けた後であっても、助成金の交付決定が取り消された場合は、当該助成金を区に返還します。

申請者 住 所 _____

氏 名 _____（署名）

別記第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

リフォーム実施計画書

申請者 氏名	
対象住宅の所在地	板橋区
リフォーム実施計画（工事部分を図面で明記し、適宜仕様・寸法等を記入） ※どの箇所はどういった工事を実施するのか明らかにすること	
工事内容の説明 ※工事概要の他、子どもの安全配慮等のために工事が必要な理由も記入してください。（現在どのような危険や不安、問題等があるのか。工事によってそれがどのように解消されるのか）	
記入者が見積事業者の場合	
事業者名	
住所	
電話番号	

様

板橋区長

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付予定額 _____ 円

1 対象住宅の所在地
板橋区

2 板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により付す条件
あり・なし（ありの場合の条件： _____)

3 注意事項

- (1) 対象工事が完了したときは、工事の完了日から30日以内又は当該交付決定の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて工事完了報告書を提出してください。
- (2) 申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ関係書類を添えて変更申請書を提出してください。
- (3) 対象工事の中止などにより申請を取り下げるときは、申請取下届を提出してください。
- (4) 交付額は、完了報告の際にご提出いただく領収書を確認のうえ、確定しますので、本通知では予定額となります。
- (5) 板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱第15条第1項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

別記第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金について、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 対象住宅の所在地
板橋区
- 2 不交付の理由

別記第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付申請取下届

年 月 日付で交付申請を行った板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金について、次のとおり申請を取り下げたいので届け出ます。

対象住宅の所在地	板橋区
取下げの理由	

別記第7号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付申請取下承認書

年 月 日付で届出のあった板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付申請取下げについて、承認しましたので通知します。

別記第8号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付変更申請書

年 月 日付 第 号 で交付決定を受けた板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金について、次のとおり内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

対象住宅の所在地	板橋区	
変更内容		
変更理由		
助成金申請額	変更前	変更後
	助成対象工事費（消費税含まず） _____ 円 助成金申請額（助成対象工事費の2分の1かつ上限50万円） _____ 円	助成対象工事費（消費税含まず） _____ 円 助成金申請額（助成対象工事費の2分の1かつ上限50万円） _____ 円
添付書類	(1) 工事の変更内容を確認することができる書類 (2) 変更後の工事見積書（対象工事に要する費用の内訳及び宛名に交付決定者の氏名が明記されたもの）の写し (3) その他区長が必要と認める書類	

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付予定額 _____ 円

- 1 対象住宅の所在地
板橋区
- 2 板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により付す条件
あり・なし（ありの場合の条件： _____ ）
- 3 注意事項
 - (1) 対象工事が完了したときは、工事の完了日から30日以内又は当該交付決定の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて工事完了報告書を提出してください。
 - (2) 申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ関係書類を添えて変更申請書を提出してください。
 - (3) 対象工事の中止などにより申請を取り下げるときは、申請取下届出書を提出してください。
 - (4) 交付額は、完了報告の際にご提出いただく領収書を確認のうえ、確定しますので、本通知では予定額となります。
 - (5) 板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱第15条第1項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

別記第 10 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金変更不交付決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金について、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 対象住宅の所在地
板橋区
- 2 不交付の理由

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業工事完了報告書

年 月 日付 第 号 で交付決定を受けた板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金に係る改修工事が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

対象住宅の所在地	板橋区
対象工事の開始日	年 月 日
対象工事の終了日	年 月 日
住所を定めた日 ※助成金交付申請後に対象住宅に転入または転居した場合のみ記入	年 月 日
助成対象工事費 (消費税含まず)	円
添付書類	(1) 工事に係る領収書(宛名に交付決定者の氏名が明記されたもの)の写し (2) 工事完了後の施工箇所の写真 (3) その他区長が必要と認める書類

別記第 12 号様式（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金額確定通知書

年 月 日付で工事完了報告のあった板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業について、下記のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

記

確定額 _____ 円

1 対象住宅の所在地
板橋区

2 注意事項

- (1) 本通知から 30 日以内に、板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金請求書により、助成金を請求してください。
- (2) 板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付要綱第 15 条第 1 項の取消し要件に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消します。この場合、すでに助成金の交付を受けているときは、助成金を返還していただきます。

別記第 13 号様式 (第 14 条関係)

年 月 日

(宛先) 板橋区長

申請者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金請求書

年 月 日付 第 号 で確定通知のあった板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金について、次のとおり請求します。

請求金額		万	千	百	十	円

上記に係る板橋区からの助成金について、下記の口座に振り込むことを依頼します。

ゆうちょ銀行以外の場合

金融機関名					支店名			
銀行 信用金庫 信用組合					支店 出張所			
金融機関 コード (4桁)					支店 コード (3桁)			
預金種別 (いずれかに○)					口座番号			
普通 ・ 当座 ・ 貯蓄								
口座 名義	フリガナ							
	漢 字							

ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行 (貯金通帳の見開き右上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入)												
通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に記入)						通帳番号 (右詰めで記入)						
1				0	※							1
口座 名義	フリガナ											
	漢 字											

※申請者と口座名義人の氏名は同一のものとしてください。申請者以外の口座に振り込む場合は、別途委任状が必要です。

別記第 14 号様式（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号 で交付決定した板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 対象住宅の所在地
板橋区
- 2 交付決定取消金額
円
- 3 取消の理由

別記第 15 号様式（第 15 条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金返還請求書

年 月 日付 第 号 で取消を通知した板橋区子育て世帯住宅リフォーム支援事業助成金について、下記のとおり返還を請求します。

記

1 対象住宅の所在地
板橋区

2 交付決定額
円

3 返還請求額
円

4 返還請求の理由

5 納付期限
年 月 日